

## 裏面 記入例①

いずれかの□にレ印を付けてください。)

① 両親が保護者で、互いに配偶者の扶養に入っていない  
(控除対象配偶者(同一生計配偶者)ではない) 場合

までの

(1) 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① <input checked="" type="checkbox"/> 新生者(両親)2名分	生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
② <input type="checkbox"/> 親権者1名分(アからウのいずれかの□にレ印を付けてください。)	(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、市町村民税課課長等の□にレ印を付けてください。)
ア <input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者(以下「主たる生計維持者」という)(親権者)が2人存在する場合
イ <input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していない場合
ウ <input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③ <input type="checkbox"/> 未成年後見人□名分。	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみ行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④ <input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤ <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分(アからウのいずれかの□にレ印を付けてください。)	生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割額を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
⑥ <input type="checkbox"/> 生徒本人	主たる生計維持者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない、または課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
⑦ <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合、 ・成年に達している場合、 ・未成年であるが道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑧ <input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人)が、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されない場合	全員の保護者情報を記入してください。 (本例の場合2人)
⑨ <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人が日本国内に在住していない場合	日本国内に在住していない場合

※必ず記入してください

保護者等の氏名、生徒との続柄及び保護者等の令和4年1月1日現在の住所

(上記⑦に該当する場合は記入不要)

保護者等の氏名 (ふりがな) きょうと いくお	生徒との続柄 (父)母 その他 京都 行男
生年月日 1981年1月1日	
令和4年1月1日現在の住所 京都 都道府県 宮津市町村	
<input type="checkbox"/> 日本国に住所を有していない。	
※日本国内に在住していない期間 ( 年月日)から( 年月日・現在)まで	

必ず確認し、  
チェック( )  
して下さい。

※収入額の変動による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

[3. 確認] 確認の上、必ず□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 令和 年 月 日 (学校において記入。)

添付書類: 両親(京都行男・京都来子)2名分  
の課税証明書等